

18公営審第3号

平成18年8月22日

大垣市長 小 川 敏 様

大垣市公営企業等審議会

会長 池 永 輝 之

平成18年6月29日に貴職から諮問を受けた、水道事業及び下水道事業の

安定した経営維持の検討につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

このたび、大垣市長から大垣地域の水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

1. 水道事業について

本市の水道事業は、平成17年度末で普及率96.8%になり、市民の大部分が水道による水の供給を受けることができるようになっている。このような状況において、水道に関する最大の関心は供給される水の安全性・快適性であり、安心して使用できる水の需要に対応した施設を整備することにある。

現在の事業は、第5次変更認可に基づき実施されており、安定供給を図るため低水圧地区及び未給水地区の解消、老朽化した水源地施設の増改築や水道管の更新が計画的に進められている。

一方、節水意識の向上や人口の停滞などから給水収益は微増にとどまっており、水道事業を取り巻く経営環境は厳しい状況にある。

現在のところ、経営は比較的安定しており、現行のとおり事業を実施されることを認めるが、引き続き事業の見直し、改善を実施され、経営の効率性とサービスの向上に努められたい。

2. 下水道事業について

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全の観点から、市民の関心と期待の強い社会資本であり、その充実が求められている。

本市の下水道事業は、平成17年度末には人口普及率が74.9%となっており、平成21年度を目標として第10次変更事業計画に基づき、市街化区域のほとんどを整備する予定で進められており、市民の要望も高いものになっている。

経営の概要報告とともに、市当局から下水道使用料改定案について提示があった。

現行の下水道使用料は、平成１６年４月に改定され、使用料収入は順調に伸びてきたが、水道事業と同様の理由から厳しい財政状況になっている。

今後とも効率的な事業の遂行に努力を払われることを望む一方、浄化センター等の施設整備や維持管理費には多額の事業費が費やされ、下水道債の元利償還額も増加傾向にあり、下水道使用料の伸びが追いつかない状況は理解できるところであり、提案された下水道使用料改定案は妥当であるという判断に至った。

なお、改定に当たっては、使用者への周知に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じられるとともに、実施日は周知期間も考慮し平成１９年４月１日とされたい。

多くの市民が、水道には、安全、安心で低廉な水の供給を、また、下水道においては、豊かさを実感できる市民生活を実現するため、その早い普及を望んでいる。

今後も水道事業、下水道事業の安定かつ健全な経営を進めるため、効率的な経営に努めることを切望する。

なお、水道及び下水道は、市民の日々の生活には欠くことのできないライフラインである。今日の異常気象等による被害状況を見るに、災害にも配慮した施設整備も併せて望むものである。

下水道使用料単価の新使用料

(消費税・地方消費税を含まず)

	使用水量区分	新使用料案(A)	現行使用料(B)
基本使用料	~10m ³	1,000円	1,000円
従量使用料 1m ³ あたり	11~100m ³ /月	95円/m ³	70円/m ³
	101m ³ /月以上	110円/m ³	80円/m ³